

公益財団法人おりづる会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人おりづる会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、交通遺児(滋賀県の住民で、交通事故により、父もしくは母または両親をなくした者をいう。以下同じ。)およびその家族に対して、精神的および経済的な支援を行うことにより、交通遺児の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通遺児に対する奨学金支給事業等経済援護事業
- (2) 交通遺児およびその家族を対象とした交流事業等精神的な支援事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事並びに評議員の名簿
 - (3) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(定数)

第10条 この法人に評議員6名以上8名以内を置く。

(選任および解任)

第11条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人および公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員ならびに理事および監事の選任および解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の1名を副会長とする。

- 3 会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長が会長の業務執行に係る職務を代行する。

- 4 会長および副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。

2 理事および監事には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

(役員責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理 事 会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長および副会長の選定および解職

(4) その他法令または、この定款で定められた事項

(招 集)

第 3 1 条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令により別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 3 2 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 3 3 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 3 4 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 3 5 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 3 6 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条および第 1 1 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 3 7 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 3 8 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。）

には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 雑 則

第 42 条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、山脇康典とする。

附 則

この定款は令和8年6月26日から施行する。